入札説明書

空気中放射性物質測定器の購入に係る一般競争入札の公告（平成２４年７月２５日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当者
青森県知事　三村　申吾

２　一般競争入札に付する事項
次の物品の購入

（１）　青森県が取得する物品（以下「購入物品」という）
ア　名称及び数量　　空気中放射性物質測定器　一式
イ　規格等　　別紙仕様書のとおり

（２）　納入期限　　平成２５年２月２８日

（３）　納入場所　　別紙仕様書のとおり

３　入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
〒０３０－８５７０
青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）
ＴＥＬ　０１７－７３４－９０９８（担当　鈴木）
ＦＡＸ　０１７－７３４－８０１６

４　技術的事項に関する問い合わせ先
〒０３０－８５７０
青森県青森市長島一丁目１番１号
青森県環境生活部原子力安全対策課安全対策グループ
ＴＥＬ　０１７－７３４－９２５３
ＦＡＸ　０１７－７３４－８０７１

５　入札・開札の日時及び場所

（１）日時　　平成２４年９月５日　１１時００分

（２）場所　　青森市長島一丁目１番１号
青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

６　入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

７　入札に参加する者に必要な資格

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。

（２）　平成２３年６月２９日青森県告示第５５９号（物品等の競争入札参加資格）又は平成２４年２月１日青森県告示第５９号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりＡの等級に格付された者であること。

（３）　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年１月２１日

付け青管第９１２号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

（４）　一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

（５）　購入物品と同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

（６）　購入物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

８　資格の審査等

（１）　入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式１））に次に掲げる関係書類を添えて、平成２４年８月２０日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明並びに必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、証明書及び製作仕様書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア　物品の製造の請負、買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　２部

イ　納入実績証明書（別紙様式２）　２部

（ア）　購入物品と同等の類似品に関する過去５年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ）　購入物品の写真又はカタログ等

ウ　メーカー及び工場に関する調書（別紙様式３）　２部

組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ　サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式４）　２部

（ア）　購入物品の製作場所及びメンテナンスが行える整備工場の一覧

・　納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。

・　整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去１～３年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

（イ）　部品供給体制

・　部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。

・　消耗部品（通常の稼働状況で１年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は２日、一般部品（５年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は５日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

（ウ）　技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ　製作仕様書　２部

（ア）　購入物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

（イ）　購入物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

（ウ）　メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ　工程表　２部

設計・製作（主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。）の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

（２）　（１）の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

（３）　（１）の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

9　落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した８の（1）オ及びカの製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

10　入札価格等

（１）　入札価格

入札価格は、購入価格の総額とする。

（２）　入札書（別紙様式５）の記載要領

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ　入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

11　入札書の提出方法等

（１）　委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式６）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

（２）　郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成２４年９月５日入開札、件名（入札に係る物品の名称及

び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成２４年９月４日１７時までに必着しなければならない。

（３）　電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12　入開札の立会い等

（１）　入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13　入札執行回数

原則として３回を限度とする。

14　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１５９条の規定による。

15　落札者の決定方法

（１）　９により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第１３７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）　落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16　再度入札等

（１）　開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

（２）　無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。

（３）　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときは、最低価格入札者と随意契約により契約を締結する。

17　入札の無効

（１）　入札の参加資格のない者がした入札

（２）　同一の入札について二以上の入札をした者の入札

（３）　公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（４）　入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

（５）　その他入札条件に違反した入札

18　入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第１５０条の９の規定により行う。

19　契約の締結

（１）　落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（２）　落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が７に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

20　検査

検査は、青森県財務規則第１６３条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21　契約代金の支払方法

契約代金は、上記２０の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22　その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第４条第８項を除く。）記載のとおりとする。

（別紙様式１）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

担当者氏名　　㊞

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入　札　件　名　　空気中放射性物質測定器の購入に係る一般競争入札
２　申請書の提出期限　　平成２４年８月２０日
３　提出書類の名称及び提出部数
（１）　物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　　２部
（２）　納入実績証明書　　２部
（３）　メーカー及び工場に関する調書　　２部
（４）サービス・メンテナンス体制証明書　　２部
（５）　製作仕様書　　２部
（６）　工程表　　２部

（別紙様式２）

納 入 実 績 証 明 書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２４年７月２５日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入 札 件 名　　空気中放射性物質測定器の購入に係る一般競争入札

２　入 開 札 日 時　　平成２４年９月５日　１１時００分

３　過去５年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

４　添付書類
契約書（写）その他

（別紙様式３）

メーカー及び工場に関する調書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２４年７月２５日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

１　入札件名　　空気中放射性物質測定器の購入に係る一般競争入札
２　入開札日時　　平成２４年９月５日　１１時００分
３　メーカー及び工場の状況

メーカー		商号又は名称	
		住所又は所在地	
		代表者氏名	
		電話番号	
		担当者氏名	
		総従業員数	
		昨年度総売上額	
	最寄りの営業所等	名　　称	
		住所又は所在地	
		担当者氏名	
		電話番号	
工　場		名　　称	
		住所又は所在地	
		責任者氏名	
		電話番号	
	過去５年間の実績	延べ製作台数	（当該物品及び同等物品）

（別紙様式４）

サービス・メンテナンス体制証明書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２４年７月２５日付け公告）に係る当該調達物品のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入札件名　　空気中放射性物質測定器の購入に係る一般競争入札
２　入開札日時　　平成２４年９月５日　１１時００分
３　点検整備又は修理の体制

最寄りのサービス工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績（過去３年間）	
派遣に要する日数	
派遣方法	

４　部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

（注）１　「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあっては２日を、一般部品にあっては５日を越えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。
２　「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別葉により記載する。

５　技術員の派遣体制
当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。

（別紙様式５）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印
委任代理人　　印

入　札　書

	¥	○	○	○	○	○	○	○	○	円

（内訳）

番号	入札品名	規格	数量	単価	金額
	○○○○○	○○○			○○○
	合　計				○○○

備考　契約額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

（別紙様式６）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

代理人使用印鑑

受任者　所在地又は住所

商号又は名称

職　氏　名

記

入札（見積り）件名　　空気中放射性物質測定器の購入に係る一般競争入札

入札（見積り）期日　　平成２４年９月５日

入札（見積り）・開札場所　　青森県庁舎東棟１階　会計管理課入札室

物　品　売　買　契　約　書（案）

住所

受注者

青森市長島一丁目１番１号

発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　　を除く。）契約を締結した。

（物品売買及び売買代金）

第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。

（１）　名　　称　　空気中放射性物質測定器

（２）　形式・規格　　別紙仕様書のとおり

（３）　数　　量　　別紙仕様書のとおり

（４）　金　　額　　￥.

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　）

（契約保証金）

第２条（A）　契約保証金は、金　　円とする。

２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。

第２条（B）　契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）

第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

（１）　納入期限　　平成２５年２月２８日

（２）　納入場所　　別紙仕様書のとおり

２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

2　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

3　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

4　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

2　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（遅延利息）

第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年３．１パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

（かし担保責任）

第８条　発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後１年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

2　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

（契約の解除）

第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1)　その責めに帰する理由により、第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2)　その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約保証金の帰属）

第１０条(A)　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１０条(B)　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第１１条　発注者は、第９条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（協議事項）

第１２条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

受注者　　㊞

発注者　　青森県知事　　三　村　申　吾　　印

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成２３年３月青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（７）　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

1　契約金額１５０万円以下の随意契約による免除（財務規則第１５９条第１項第６号該当）
　第２条(A)、第１０条(A)

2　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第１５９条第１項第１号該当）
　第２条(A)、第１０条(A)

3　実績免除（財務規則第１５９条第１項第２号該当）
　第２条(A)、第１０条(A)

4　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第１５９条第１項本文該当）
　第２条(B)、第１０条(B)

空気中放射性物質測定器

仕様書

青森県

仕様書最終確認
鈴木

目　次

第１章　　総　則 1
1　目的 1
2　契約の範囲 1
3　納入場所 1
4　適用法令等 1
5　提出書類 2
6　仕様書に関する疑義の取扱い 2
7　承認仕様書 2
8　関係官庁等への書類提出手続き 2
9　契約の履行 3
10　検査等 3
11　検収 3
12　保証 3
13　技術指導等 4
14　費用弁償等 4
15　納期 4
第２章　　一般指定事項 5
1　構造の条件 5
2　温度・湿度等の条件 5
3　電気的条件 5
4　塗装 5
5　標示 5
第３章　機器仕様 6
1　概要 6
2　一般事項 6
3　機器構成 6
4　総合性能 7
5　ダスト用検出部 7
6　ダスト用採取装置 8
7　ダスト測定装置 8
8　ヨウ素用検出器 9
9　ヨウ素採取装置 9
10　ヨウ素測定装置 9
11　記録計 9
12　測定部本体（監視盤） 10
13　テレメータ入出力 11

第1章　総　則

1　目的

この仕様書は、青森県（以下、「県」という。）がモニタリングステーションに設置している空気中放射性物質測定器（以下、「測定器」という。）の更新の仕様を定めるものである。

2　契約の範囲

本契約の範囲は、以下のとおりとする。

(1)　更新する測定器の設計、製造、搬入、据付、配線、調整並びに検査

(2)　既設の測定器の撤去及び無償下取り

3　納入場所

(1)　書類の提出先は、青森県原子力センター（所在地：上北郡六ヶ所村倉内字笹崎400番地1）とする。

(2)　測定器の据付場所は、下記のモニタリングステーション3局とする。

番号	据付場所	所在地
1	小田野沢局	下北郡東通村小田野沢字浜通78番10号
2	老部局	下北郡東通村白糠字前田44番163号
3	近川局	むつ市奥内字竹立16番25号

(3)　測定器の予備品・付属品の納入先は、青森県原子力センターとする。

4　適用法令等

本契約に関わる設計、製造、調整、検査等に当たっては、この仕様書に定めるもののほか、次の関係法令等の規定及び規格等によるものとする。

(1)　法令等

ア　電気事業法(昭和39年法律第170号)、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号)

イ　青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)

ウ　その他関係法令等

(2)　規格、基準及び指針等

ア　日本工業規格（JIS)

イ　日本電気工業会標準規格（JEM)

ウ　日本電気規格調査会標準規格（JEC)

エ　日本電子機械工業会標準規格（EIAJ)

オ　電気電子技術者協会（IEEE)

カ　国際標準化機構規格（ISO)

キ　その他の関係規格、基準及び指針等

5　提出書類

受注者は、下記の書類を提出するものとする。書類の大きさは、A4 版又は A3 版とする。

(1)	承認仕様書（作成後速やかに）	2 部
(2)	作業工程表（契約締結後 7 日以内及び変更があった場合は速やかに）	2 部
(3)	工場検査成績書（検査後 7 日以内）	2 部
(4)	県との打合せ議事録（打合せ後 7 日以内）	2 部
(5)	完成届（完成後速やかに）	1 部
(6)	現地検査成績書(完成届と併せて)	2 部
(7)	完成図書（検収時）	
	[完成仕様書、工場及び現地検査成績書、取扱説明書、施工写真集]	3 部
(8)	取扱説明書（検収時）	5 部
(9)	その他県が指定する書類	必要部数

6　仕様書に関する疑義の取扱い

(1)　この仕様書は、基本的な事項のみを記載したものであり、記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足するものとする。

(2)　この仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度県と協議し、受注者の独断により行ってはならない。なお、県に協議せず受注者が一方的に解釈した場合は、受注者の負担においてこれを改めるものとする。

(3)　前項に定める協議を行ったときは、受注者は 7 日以内に打合せ議事録を作成し、県に提出してその承認を受けるものとする。

7　承認仕様書

受注者は、測定器等を製作するに当たって、あらかじめ本仕様書に基づき承認仕様書を作成し、提出して県の承認を受けるものとする。

なお、承認仕様書の作成に当たっては、本仕様書の内容の一部を変更することを妨げるのものではないが、この場合にあっては本仕様書の内容と同等以上のものとする。

また、県又は受注者が承認仕様書の一部を変更する必要が生じたときは、原則として両者協議することとし、受注者はあらかじめ変更承認仕様書を提出して県の承認を受けた上で変更する。

8　関係官庁等への書類提出手続き

関係官庁等に対し許認可、届出等が必要な場合における必要な書類の作成及び手続きの一切は、受注者が県の委任又は承認を受けて行うものとする。

9　契約の履行

(1)　データ欠測期間

更新に際し、測定データの欠測期間は、各モニタリングステーションで１週間以内目途とし、可能な限り短くすること。

(2)　測定機器等の撤去、搬入、据付等

ア　受注者は、測定器の搬入等をするときは、事前に手順、日時等について県と協議すること。

イ　納入場所における検収までの間の測定器等の保管は、受注者の責任にて行うこと。

ウ　検収前に発生した測定器等に関する事故、故障等については、受注者がその責任を負うこと。

エ　受注者は、測定器等の撤去、搬入、据付等に当たり、既設工作物を破損した場合は、速やかに県に連絡し協議の上善処すること。なお、これに係る費用は、受注者の負担とする。

(3)　テレメータシステムとの接続

受注者は、測定器の測定値等がテレメータシステムに正確に伝送されることを確認すること。テレメータシステムの調整等を要する場合は、受注者の負担により行うものとする。

10　検査等

(1)　工場検査

受注者は、測定器の現地搬入前にあらかじめ工場において作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、工場検査成績書を提出すること。なお、県が必要と認めるときは、工場において当該測定器の検査に立ち会うことができるものとする。

また、受注者は検査実施の７日前までに工場検査要領書を県に提出するものとする。

(2)　中間検査

県は、受注者が測定器を据え付けた後、必要に応じて中間検査を行うことができるものとする。

(3)　完成検査

受注者は、測定器が完成したときは、速やかに作動試験を行い、正常に作動することを確認した上で、完成届と併せて現地検査成績書を県に提出すること。

また、県が成績書等の提出を受けたときは、完成等を確認するための検査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。

なお、受注者は検査実施の７日前までに完成検査要領書を県に提出するものとする。

11　検収

完成検査の合格をもって検収とする。また、完成検査の結果が不合格の場合には、受注者の負担において修理等を行い、再度完成検査を受けるものとする。

12　保証

保証期間は、引渡しの日から１年間とする。

受注者は、設計、製造、調整に起因して発生した故障、破損、変質、性能の低下等については、県の請求に基づき、受注者の負担により速やかに修理又は取替えを行うものとする。その際、故障内容、原因及び処置について、速やかに県に報告書を提出すること。ただし、県の過失又は自然災害に起因する故障については、この限りではない。

13　技術指導等

受注者は、県の職員に対して、測定器の操作及び保守管理に必要十分な技術指導等を行うこと。なお、技術指導等の場所、方法、時期等については、県と受注者が協議の上定めるものとする。

14　費用弁償等

次に定める事項に必要な経費は、すべて受注者の負担とする。

(1)　検査、検収、県職員の技術指導等に要する経費（県職員の出張旅費を除く。）

(2)　本契約に関して第三者に与えた損害等の補償に要する費用。なお、第三者に損害を与えたときは、速やかに県に届け出ること。

(3)　本契約に伴い第三者が有する著作権、特許権及び実用新案等の使用に関する経費

(4)　その他必要な経費

15　納期

納期は、平成25年2月28日（木）とする。

第２章　　一般指定事項

1　構造の条件

測定器は、次の条件を満たすこと。

(1)　架台構造のものは、自立ラックタイプとし、原則として保守点検が前面から行えるものとすること。外形寸法は、別途協議する。

(2)　架台の使用鋼板は、厚さ 1mm 以上の材質のものを使用すること。

(3)　架台底部には、床との密着による悪影響を防止するための台わく又は脚等を設けること。

(4)　各装置は、試験機能を具備し、保守点検の便を図るものとすること。

(5)　各機器には、適切な地震対策を施すこと。

2　温度・湿度の条件

測定器は、次の条件において安定に動作するようにすること。

周囲温度：＋5℃～＋35℃

相対湿度：80％以内

3　電気的条件

測定器は、次の条件を満たすものとする。

(1)　電気回路には、誘雷等の外部からの異常電圧により機器が故障するおそれがないよう、ノイズフィルタを設けること。

(2)　電源電圧及び周波数が±10％範囲で変化しても安定に動作すること。

(3)　機器の絶縁抵抗は、半導体、コンデンサー及び分路抵抗を除き、次のとおりとする。

回路電圧：DC250V 以下

絶縁抵抗：10MΩ以上（DC500V メガー使用）

耐　　圧：DC500V　１分間

4　塗装

防錆塗装・焼付塗装を行う機器及びその塗色については、事前に県と協議すること。

5　標示

各機器には、次の標示を行うこと。

(1)　銘板を付け、品名、型式、製造年月日、製造番号、製造社名、消費電力等必要事項を明示すること。

(2)　パネル面端子、入出力端子、調節箇所、ユニット盤、接続箇所及び部品には、図面と対照・判別できるよう識別表示を行うこと。

第３章　機器仕様

1　概要

屋外空気を吸引して空気中の浮遊じんをろ紙に捕集する。浮遊じん捕集後のろ紙は、検出器の測定位置まで間欠送りし、全α放射能及び全β放射能を同時に測定するとともに、試料採取装置では引き続き浮遊じんの採取を行う。

また、ろ紙を通過した空気を分岐して捕集材（活性炭カートリッジ）に通して、ガス状放射性ヨウ素の捕集を行い、ヨウ素-131 を測定する。ガス状放射性ヨウ素の捕集材は、検出器の測定位置まで間欠送りし測定を行うとともに、試料採取装置では引き続きガス状放射性ヨウ素の採取を行う。

さらに、将来において時間間隔解析装置を追加できる構造とすること。

2　一般事項

(1)　採取装置と測定部筐体の寸法、数及び位置は既設のものと同様とし、保守スペースを十分に考慮すること。また、ダストモニタ用校正線源については、県が保有するものを使用すること。

(2)　以下の設備は既設のものを使用する。また、装置の搬入、据付に当たり、局舎建屋及び既設工作物の改造等を行う必要がある場合は、県と協議した上で、受注者の負担により行う。

・吸気口及び排気口用壁穴
・接地

(3)　試料採取部及び測定部の電源は、以下に示す容量内とする。

・AC　100V（単相）：　700VA
・AC　200V（三相）：1700VA

3　機器構成

(1)	空気中放射性物質測定器	3式
ア	ダスト用α・β同時検出器	3台
イ	ダスト採取装置	3台
ウ	同上用チャンネルベース	3台
エ	ヨウ素用2”φ×2”NaI(Tl)シンチレーション検出器	3台
オ	ヨウ素採取装置	3台
カ	同上用チャンネルベース	3台
キ	加温管（ダスト用サンプリング空気の結露対策として）	3台
ク	吸気口及び排気口	3台
ケ	消音器	3台
コ	ダスト測定装置	3台
サ	ダスト積算流量印字プリンタ	3台
シ	ヨウ素測定装置	3台
ス	ヨウ素積算流量印字プリンタ	3台
セ	記録計	3台
ソ	電源部	3台
タ	測定部本体（監視盤）	3台

チ	同上用チャンネルベース	3台
ツ	ダスト用質量流量計	3台
テ	ヨウ素用質量流量計	3台

(2) 予備品・付属品

ア	ヨウ素モニタ校正用線源(I-131 模擬線源)	1個
イ	校正用治具(ダストモニタ用、ヨウ素モニタ用)	1式
ウ	記録紙	13冊×3台分
エ	インクリボン等	6個×3台分
オ	ランプ・ヒューズ類	各測定器とも現用の100%
カ	長尺ろ紙(HE-40T 90m)	12巻×3
キ	チャコールカートリッジ(CHC-50、TEDA10%添着)	10個×16箱
ク	積算流量印字プリンタ用ロール紙	15巻
ケ	CFカード(3章 7.(5)、10.(6)を満足すること)	3局分×2枚

4 総合性能

○ダストモニタ

(1) 最高検出感度

ア	全アルファ放射能	7.0×10^{-9}Bq/cm^{3}以上
イ	全ベータ放射能	3.0×10^{-8}Bq/cm^{3}以上

(2) 算出方法　JIS-Z-4316 スケーラ方式に準じる。

(3) 算出条件

ア	測定時間	10分
イ	平均流量	200L/min
ウ	集じん時間	3時間
エ	計数効率	全α放射能：10%
		全β放射能：20%
オ	集じん効率	99%
カ	その他	ラドン、トロン壊変生成物の影響は無視する。

○ヨウ素モニタ

(1) 最高検出感度

ア	ヨウ素放射能	1.5×10^{-8}Bq/cm^{3}以上

(2) 算出方法　JIS-Z-4316 スケーラ方式に準じる。

(3) 算出条件

ア	測定時間	1時間
イ	平均流量	50L/min
ウ	捕集時間	168時間
エ	計数効率	2%
オ	捕集効率	90%

5 ダスト用検出部

(1)	検出器	ZnS(Ag)＋プラスチックシンチレーション検出器
(2)	有効面積	50mmφ
(3)	計数効率	全α放射能：10%以上（^{241}Am 線源）

		全β放射能：20%以上（^{36}Cl 線源）
(4)	鉛遮へい	約５ｃｍ
(5)	α／β弁別方式	波形弁別方式
(6)	α／β 混入率	α 線の β 線計数への混入率：5%以下（^{214}Am 線源） β線のα線計数への混入率：0.1%以下（^{90}Cl 線源）
(7)	不感時間	α線検出後、次のα線まで：11μ 秒以下 α線検出後、次のβ線まで：850μ 秒以下 β線検出後、次のβ線まで：11μ 秒以下 β線検出後、次のα線まで：11μ 秒以下
(8)	その他	別途、時間間隔解析装置を接続可能とするため、検出器からの信号を分岐し、出力端子を設ける。

6　ダスト用採取装置

(1)	採取方式	平面集じん
(2)	採取面積	50mmφ
(3)	使用ろ紙	長尺ろ紙（HE-40T）90m長
(4)	ろ紙送り方式	間欠送り
(5)	検出位置	集塵後 1～4 ステップ手動切替
(6)	採取時間	現場制御：1～24 時間任意設定可能（1 時間ステップ） 遠隔制御：ろ紙送り信号による（テレメータ制御）。ただし、テレメータ断の場合は内部タイマーにより制御。
(7)	最大流量	250Ｌ/min 以上
(8)	流量設定範囲	50～250Ｌ/min
(9)	流量計	質量流量計 （ダストとヨウ素は、個別に流量調整かつ流量測定できることとする。）
(10)	圧力計	ポンプ圧力を表示
(11)	目詰まり対策	圧力高異常の場合はろ紙を自動送りし、集じんを再開するが、その直後に再度、圧力高異常が発生した場合はポンプを自動で切り替える。
(12)	結露対策	サンプリング空気を加温管により 60℃に加温制御する
(13)	ろ紙回収	測定済のろ紙が回収しやすいよう、集じん部と検出部の間隔を 20cm 程度あける。
(14)	ポンプ切替	2 台のポンプを内蔵し、ポンプ異常の場合は自動で切り替える。また、手動でも切替え可能とする。
(15)	停電対策	停電復旧後自動起動

7　ダスト測定装置

(1)	表示器	カラーTFT LCD
(2)	表示内容	全α放射能濃度（mBq/m^3）、全β放射能濃度（mBq/m^3）、α計数率（s^{-1}）、β計数率（s^{-1}）、ダスト流量（L/min）、警報等
(3)	表示方式	デジタル表示
(4)	プリンタ出力	ダスト積算流量を、専用プリンタにプリントアウトする。
(5)	CF カード出力	CF カードにて下記項目を 2 ヶ月分以上保存可能とする。

	α計数率、β計数率、ダスト流量、ダスト積算流量、ダスト圧力、調整中信号
8　ヨウ素用検出器	
(1)　検出器	2" φ×2" NaI(Tl)シンチレーション検出器
(2)　温度補償範囲	＋5℃～＋45℃
(3)　温度安定度	上記温度範囲内で^{137}Csフォトピーク662keV出力波高値に対して±2%以内
(4)　分解能	^{137}Csフォトピーク662keV出力波高値に対して±10%以内
(5)　計数効率	2%以上（I-131模擬線源　360keV±10%にて）
(6)　鉛遮へい	約5cm
9　ヨウ素採取装置	
(1)　捕集方式	捕集材自動交換式 ※ダストモニタで、ろ紙を通過した空気を対象とする。
(2)　使用捕集材	チャコールカートリッジ（CHC-50）　1個
(3)　捕集材装着個数	30個以上
(4)　検出器位置	捕集後1ステップ
(5)　捕集時間	現場制御：1～168時間任意設定（1時間ステップ）。 遠隔制御：捕集材交換信号による（テレメータ制御）。 ただし、テレメータ断の場合は内部タイマーにより制御。
(6)　最大流量	50L/min以上
(7)　流量設定範囲	0～50L/min
(8)　流量計	質量流量計 （ダストとヨウ素は、個別に流量調整かつ流量測定できることとする。）
(9)　圧力計	ポンプ圧力を表示する。
(10)　捕集効率向上策	サンプリング空気を内蔵の加温管により50～70℃の範囲で加温制御する。
(11)　停電対策	停電復旧後自動起動
10　ヨウ素測定装置	
(1)　エネルギーレンジ	50keV～1MeV
(2)　表示器	カラーTFT LCD
(3)　SCA設定範囲	324keV～396keV(360keV±10%)
(4)　表示内容	ヨウ素放射能濃度（mBq/m^3）、ヨウ素計数率（s^{-1}）、ヨウ素流量（L/min）、警報等
(5)　プリンタ出力	捕集終了時にヨウ素積算流量を、プリンタにプリントアウトする。
(6)　CFカード出力	CFカードにて下記項目を2ヶ月分以上保存可能とする。 ヨウ素計数率、ヨウ素流量、ヨウ素積算流量、ヨウ素圧力、調整中信号
11　記録計	測定器からの入力信号を記録する。
(1)　記録紙幅	180mm

(2) 記録項目

・アルファ計数率(s^{-1}、リニア目盛)、レンジマーカ
・ベータ計数率(s^{-1}、リニア目盛)、レンジマーカ
・ヨウ素計数率(s^{-1}、リニア目盛)、レンジマーカ
・ダスト流量 (L/min)
・ヨウ素流量 (L/min)
・ダスト圧力 (hPa)
・ヨウ素圧力 (hPa)

12 測定部本体 (監視盤)

(1) 構造

次の装置を収納する。
・ダスト測定装置
・ヨウ素測定装置
・記録計
・電源部
・将来の時間間隔解析装置の増設のため、5ユニット以上のスペースを確保する。

(2) 調整中設定

調整中信号を出力するスイッチを設ける。

13　テレメータ入出力

テレメータシステムへの入出力は次のとおりとする。

区分		名称	信号仕様
出力	観測項目	アルファ計数	パルス
		ベータ計数	〃
		ヨウ素計数	〃
		ダスト積算流量	〃
		ヨウ素積算流量	〃
		ダスト流量	アナログ
		ヨウ素流量	〃
		圧力	〃
	監視項目	アルファ計数率高警報	無電圧接点
		ベータ計数率高警報	〃
		ヨウ素計数率高警報	〃
		ヨウ素計数率低警報	〃
		高圧電源異常	〃
		低圧電源異常	〃
		ダスト採取装置異常	〃
		ヨウ素採取装置異常	〃
		調整中	〃
		測定・集じん中	〃
		ろ紙移動中	〃
		ヨウ素捕集材交換中	〃
入力	制御項目	ダストろ紙移動	〃
		ヨウ素捕集材交換	〃
		調整中リセット	〃
		テレメータ断	〃

なお、入出力の信号仕様の詳細は、別途県と協議することとする。